

午前10時30分開会

○小林委員長 おはようございます。ただいまから企画総務委員会を開会いたします。座らせてやらせていただきます。

傍聴の方にご案内します。当委員会では、撮影、録音、パソコンなどの使用は認められておりませんので、あらかじめご了承くださいと思います。

欠席届が出ております。国際平和・男女平等人権課長は家族看護のため欠席です。

本日は、議案審査を予定しております。議案審査に当たりましては、千代田区議会委員会条例第17条に基づき、委員長から議長に申し入れして、本日も区長にご出席いただいております。区長におかれましては、お忙しい中、ご出席ありがとうございます。

それでは、本日の日程をご確認ください。議案審査が5件、陳情審査が2件、地域振興部の報告が1件、政策経営部の報告が1件です。この日程に沿って進めたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。

それでは、日程1、議案審査に入ります。まず、日程の順番から前後いたしますが、議案第49号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第52号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、この2件の議案は関連していますので、一括で先に審査したいと思いますのですが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。

それでは、執行機関から説明を求めます。

○神河人事課長 それでは、議案第49号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例及び議案第52号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、政策経営部資料1により一括でご説明させていただきます。

令和6年10月9日付で特別区人事委員会が行いました「職員の給与等に関する報告及び勧告」等を踏まえ、職員の給与に関する条例、そして会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。当資料におきましては、職員の給与に関する条例を先に説明させていただきますので、あらかじめご承知おきください。

それでは、1、改正する条例及び改正概要でございます。まず、職員の給与に関する条例についてでございます。

第1条による改正は3点でございます。①まず給料表の改定でございます。勧告どおり、月例給の公民較差1万1,029円を解消するため、初任給及び若年層に重点を置きながら、全ての級及び号給で給料表を引上げ改定いたします。こちらの改正は公布の日施行といたしますが、令和6年4月1日に遡って適用いたします。

次に、②令和6年度の期末手当及び勤勉手当支給月数の改正でございます。こちら勧告どおり、民間における支給状況を踏まえまして、年間の支給月数を現行の4.65月から0.2月引き上げる改正を行います。支給月数の引上げ分につきましては、一般職員、管理職員ともに期末手当、勤勉手当を均等に配分し、それぞれ0.1月増とし、合わせて4.85月といたします。定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員につきましては、年間の支給月数を現行の2.45月から0.1月引き上げ、2.55月とする改正を行ってま

いります。施行期日は公布の日施行でございます。

続きまして、③初任給調整手当限度額の改正でございます。医師及び歯科医師に係る初任給調整手当について、安定的な人材確保を図るため限度額及び手当月額を引き上げます。

5ページの表3をご覧ください。こちらにその限度額を記載しております。令和6年度、令和7年度と2段階で改正を行ってまいります。

申し訳ございません。先ほどの1ページのほうにお戻りください。③先ほどの改正の施行期日は公布の日から施行とし、令和6年4月1日から適用といたします。

続きまして、次は第2条関係の改正3点でございます。

④令和7年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改正でございます。改正内容は、先ほどご説明した②のものと同じでございます。こちらは令和7年4月1日施行でございます。

⑤扶養手当の見直しでございます。こちらは国が配偶者の働き方に中立な制度に向かう社会状況の変化に対応するとともに、子を有する職員に対する生計費の補填を充実するために配偶者に係る手当を廃止し、その原資をもって子に係る手当を引き上げるように見直しを行いました。これを踏まえての勧告に従ってこのたび改定を行うものでございます。

5ページの表の4をご覧ください。配偶者等に係る現在月6,000円の手当を廃止し、子1人当たりの手当額を月9,000円から1万500円に引き上げます。受給者への影響を少なくする観点から、令和7年度から令和9年度まで、この表のとおり段階的に改正を行ってまいります。

2ページのほうにお戻りください。⑥の先ほどの初任給調整手当限度額の改正につきましては、先ほど1ページの③でご説明申し上げたとおりでございます。

職員の給与に関する条例の改正内容については以上でございます。

続きまして、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正内容でございます。こちらの改正内容につきましては、先ほどまでの職員の給与に関する条例における改正と同様に、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当支給月数をそれぞれ0.1月増とする改正を行うものでございます。令和6年度分については公布の日から、令和7年度以降分につきましては令和7年4月1日から施行いたします。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は一括して行います。質疑を受けます。

○のざわ委員 それでは、三つ質問させてください。

まず一つ、特別区人事委員会では民間事業者の給与との比較をどのように行っているのでしょうか。よろしく願いいたします。

○神河人事課長 特別区人事委員会において、特別区内の事業者を対象に民間給与実態調査というものを実施しております。この調査結果と比較して行っているということでございます。今年度実施された民間給与実態調査は、全産業の企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の特別区内の民間事業所1万20事業所のうちから無作為抽出した1,112事業所を対象としております。そのうち調査完了した事業所は677事業所、調査実人数は4万9,244人ということで、この調査結果を比較対象としております。

○のざわ委員 まずどうもありがとうございます。では次に、なぜ50人未満の民間事業

所を対象としていないのでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○神河人事課長 現在の調査対象の企業規模は平成18年に人事院が国民の理解を得つつ、公務員の適正な給与水準を確保していくため、同種、同等の業務を行う民間従業員の給与をより広く把握し反映させるといった観点から定めたものでございます。有識者の意見等を踏まえながら定められたものとのこととでございます。50人未満の民間事業所を含めていないのは、50人未満の事業所では公務と同種、同等と判断できる役職段階が少ないこと。また中途採用や縁故採用者が多い。また賃金表がない事業所なども多くございませうな事情によって比較を行いつらいということもございませう。

○のざわ委員 どうもありがとうございませう。では最後に、調査についてはよく分かりませう。ですが、上積みの民間との給与比較であると捉えませうが、この点はいかがでせうか。よろしくお願ひいたします。

○神河人事課長 先ほどの繰り返しとなりますが、現在の民間給与実態調査の調査対象の企業規模は平成18年に人事院において定めたもの、こちらを参考としておりませう。その基準により特別区人事委員会で行っておりませう現行の調査は、適正なものと考えておりませう。

○のざわ委員 大変よく分かりませう。ありがとうございませう。

私からは以上でございませう。

○小林委員長 質疑はございませうか。

○米田委員 初任給調整の点について伺いませう。上げていただくということは私はいいことだと思っております。ただ、さっきもありませうけど、民間との較差がまだあるように思ひませう。最近、公務員になられる方が少ないと聞いておりませう。この初任給で一旦は較差がなくなつて、これで新しい人、人材が取れるという見込みということで間違ひないでせうか。

○神河人事課長 今回の改正ですが、民間の初任給の動向も含めて調査をさせていただき、重点的に今回上げていくものでございませう。今回、先ほど触れませうか、I類の大卒程度で2万3,800円の増ということで、22万円、これに特別区の場合には地域手当というものが給与の先ほどの金額の20%でつきますので、そちらを合わせると26万4,000円という金額になります。昨年の一の新人と比べませうと、年間で約50万円給与が変化してくるということになりませう、かなり大幅な改定としておりませう。

○米田委員 上げていただくということで、これで民間との較差がなくなり公務員になってくれる方が多くなるということをお望みしております。ただ、2年目、3年目の方の給料も若年のところで上げていただひていると思ひませうんですけど、ここの差もしっかり考えないといけなひと思ひませうんですけど、この点はお望みしておりますか。

○神河人事課長 2年目、3年目、やはり若年層の方も同様に同じぐらいで上がつていませう。ただ、年齢を重ねていくと、その分だけ逡減されていくような形で調整がされていくような形になっておりませうので、若い人材の分は今回の改定を踏まえて同じぐらい上がつていくとお望みいただけたらと思ひませう。

○米田委員 最後にしませうけど、やはり今問題になっているのは、2年目、3年目、4年目、5年目で退職される方が多いと聞いておりませう。給料の点だけではないと思ひませうけど、この辺の対策を、今後も給料を含めて、しっかりやつていっていただひたいと思ひ

ますけど、いかがですか。

○神河人事課長 今回の改正で給与の処遇面につきましては対応させていただいているところでございます。このほかにも退職には様々な理由があるかと思えます。これは私ども区に限らず、他の区におきましても、また民間事業者におきましても、転職というものはかなり一般的なものになってきております。ですが、それをただ見過ごすことなく、どのようなことによってそういった退職が皆さんがお考えになるのか、私どもが把握しておりますのは、やはりやりたいことが見つかったとか、そういった前向きな理由によるものですが、そこのところはもう少し私どもも調査をしまして、現在、退職者にアンケートを取ったりもしているところでございます。その辺を踏まえながら今後また生かしていきたいと思えます。

○小林委員長 いいですか。

質疑ございますか。

○小野委員 人材確保の点で、ちょっとお伺いしたいと思えます。近年、希望者そのものが減っているということはよく知られているんですけども、最近の合格率というところについていかがでしょうか。

○神河人事課長 最近の採用試験における合格率についてのご質問でございます。Ⅰ類採用試験、春試験の事務職の最終合格者の倍率ですが、令和元年度の倍率が5.7倍だったことに対しまして、令和6年度の倍率は2.3倍と、半数以下ぐらいになっております。

○小野委員 はい、分かりました。今回、人材確保に向けて大変評価ができる大幅なアップなのかなと思えますけど、先ほどから各委員の質疑にあるとおり、公民較差の解消というところが一義的であって、もう少しもしかしたら今後増改定ということもあるのかなというところはちょっと期待したいところです。今後の採用の観点からいって、今回の引上げ増というところがもう少し人材確保に役に立つというふうにお考えかどうか、その辺りをお聞かせください。

○神河人事課長 今回の増は民間の情勢を踏まえながらということではありますけど、かなり大幅なアップで、処遇面は一定の改善がなされたものだと考えております。やはり公務員を志望される方、そういった方々、職員の採用試験を受験されるわけなんですけれども、やはり受験をしていただくためにいろいろと障害となっておりますのは、例えば、試験準備が大変であるとか、あと、公務員は民間に比べて内定時期が遅くて、早く内定をもらって就職活動を落ち着きたい学生たちにとっては二の足を踏むような理由にもなっているというふうな分析もございます。こういった事情を踏まえまして、特別区では、採用試験制度の見直しを行っておりまして、受験負担を減らすために試験科目の見直しを行ったりとか、あと、職種によっては年1回だった採用試験を2回実施する、そういった試験制度の改正をかなり今急ピッチで行っているところでございます。令和7年度からは民間採用で広く活用されているSPI試験というものを活用した採用枠を設けておりまして、これまで特別な公務員試験対策が必要だったことを理由に受験できなかった方、そういった方を拾えるように対応しているようなところがございます。

こういった形で、試験制度の見直しを行ったり、広報周知を強くまたPRしていったりとか、そういったことを組み合わせながら対応してまいりたいと思えます。

○小野委員 最後です。ありがとうございます。新卒職員の確保に対して幅広くいろいろ

と工夫ですとかご対応を頂いているということが理解できました。今後はまた引き続き既に公務に当たられている皆様の方々のモチベーションアップですとか、それから退職ができる限り回避できるようにというところも期待をしておきたいと思います。いかがでしょうか。

○神河人事課長 ありがとうございます。先ほど答弁させていただいたとおり、今回は初任給の改正だけにとどまらず、若年層の方々に重点的に配分されたというか、考慮されたアップとなっております。そういったことが職員のこういった処遇面がそういったモチベーションにもつながるかなというふうには考えておりますので、いろんなことを組み合わせながら今後も取り組んでまいりたいと思います。

○小野委員 はい。ありがとうございます。

○小林委員長 はい。

大坂委員。

○大坂委員 基本的には民間の情勢ですとか、そういった形から今回大幅に給料が上がるということに対して賛成の立場です。で、一つ確認をしておきたいのが、今回大幅に若年層を中心に上がりましたけれども、年間ベースで区の財政としてどれぐらいの影響があるのかというところは一つ確認をしておきたいなと思っています。というのは、今後また民間でもインフレが進んでいくことによって給与はどんどんどんどん上がっていく中で、やはりそれに合わせて区の職員の給与というものも一定程度見ていかなければならないということ考えたときに、どれぐらいのインパクトが今現在あるのかというところで、来年度の予算に関してはまたこれからということになると思うんですけども、今年度の予算ベースで、例えばこれだけ今回の改定をすることによって何%程度人件費が増えると推測されるのか、その辺の見込みはどうなんでしょうか。

○神河人事課長 今回の給与改定におきまして、今年度における人件費の増額なんですけれども、およそ5億円ほどと見込んでいるところでございます。

○大坂委員 ありがとうございます。今回は5億円ということですけども、少なくない数字だとは思いますが。今後も民間の給与に合わせて様々な改定が行われていく中でどんどんどんどん増えていくということ考えたときに、しっかりとその辺を見据えた財政の運営というものをやっていっていただかなければならないというふうに思っておりますので、その点をお願いしたいと思っています。

もう一点が、今回、若年層中心に上がって行って、年齢層が上がっていくことによって逡減するよというような改定になっていると思うんですけども、やはり全体を通して見て、その給与のバランスの格差ですね、その辺もしっかりと見ていただかないといけないのかなというふうに思っています。確かに人材の確保という部分で、若手の人材を優秀な方をしっかりと確保しなきゃいけないという部分で今回の改定はそれはそれで方向性としてはありだとは思っていますけれども、私が過去から訴えさせていただいているのは、氷河期世代の問題というものが一つあります。その部分に関しては、本区の職員の中でその争点はかなり少ない状況になっていますので、本区の給与を改定したところで世間的なものが改善されるわけではないんですけれども、やはり公共の団体ということで、しっかりとその辺の意識を持った形で給与体系を設定していただくということが一つ必要なのかなというふうに思っています。逆に言うと、その世代に対して本区が手厚く支援をし

たところで、そんなに大きな予算が必要ではないというところも裏返すとあるんですけども、トータル的に見て、この世代、この年代に入って就職した方の給与バランスと、例えば20年前、30年前に入った方のバランスと、生涯の年収で見たときに大きな格差があっただけでは問題かなというふうには思っているんで、その辺のトータルのバランスですね。その辺を意識して、今回ではなくて、今後、給与体系をしっかりとバランスよく構築していく上で、そういった視点を持っていただきたいというふうに思っているんですけども、その辺の見解をお聞かせください。

○神河人事課長 現在の給与につきましては、やはりその年その年の社会情勢等を踏まえて改正が行われているところでございます。ですので、昨年度に比べると、先ほど申し上げたとおり、新人が50万円、同じ新人であっても格差があるというようなことではございますが、これをやはり複数年の広いスパンの中で、ちょっと広く調整していくということとはなかなか難しいことであるのかなというふうに認識しているところでございます。ですが、もうその都度その都度、その年に応じて社会情勢を踏まえた改正が行われているわけで、そういった意味では適正な給与というのは確保されているのかなというふうに理解しております。

○大坂委員 その都度その都度社会情勢に応じて改正をしなければならないという事情はよく存じ上げているつもりではいるんですけども、その結果、行き当たりばったりになってしまうと、バランスが大幅に崩れてしまう可能性があるよということを指摘したいわけですよ。という観点から、社会情勢、社会情勢に合わせて毎年毎年変えていくということも重要なんですけども、そこで取り残されていくような世代が出てこないように、様々な視点からバランスを取って、給与体系、人事体系、そのものをつくっていくという視点を持ってほしいということなんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○中田行政管理担当部長 給与体系につきましては、こちら人事委員会の勧告に基づいて23区統一というところがありますので、そちらについてはどうしても勧告によるということになるかと思っておりますので、その点をご理解いただきたいと思います。

また、人材の確保につきましては、その時代その時代でいろいろな考え方があるというところも一方ではあります。例えば、委員がおっしゃるように、行革の時代、これ千代田区に限らず東京都、ほかの自治体も全てその年代の方々、そういったような少し採用を絞ってということもあります。区では、一定程度の人員を確保するというのももちろん必要、もう一方で、財政の収支を見ながら事業を展開するという視点もありますので、そういったバランスの中で人材の確保というのも考えざるを得ないということもあるかとは思っています。

いずれにしても、様々なものを総合的に見て人材の確保もしていくということで対応していきたいと思っております。

○小林委員長 はい。ほかにございますか。

○永田委員 9月の消費者物価指数が2.4%、昨年の9月比で上がっているという状況で、物価上昇が今後も続いていくという流れで、光熱水費もまだまだ上がっていく。そういう中で、今回、公民較差解消で給与が引上げになったということは必要な措置だと考えていますが、どうしても民間主導で公務員の給与というのはその後になってしまう。そういったことを解消するのは、先ほど言ったように人事院のほうが決定的なことで、

本区としては給与そのものは対策はできない、難しいという中で、例えば職員の処遇改善とか、そういったことで本区で対策できるようなことということは考えていらっしゃいますでしょうか。

○神河人事課長 先ほど行政管理担当部長のほうから答弁があったとおり、人事委員会勧告に従って今回改定を行うものでございます。やはりその辺は4月1日に行っております調査に基づいて今回の改正を行ったわけなんですけれども、そういったところを踏まえて、4月1日に遡って差額分を支給するような形のことの対応は行っているところでございます。ただ、消費者物価がその後どれくらい上がったかについては対応はできていないかと思いますが、ただ、そういったこともまた次年度のまた給与調査によって、また差額が生じれば、そういったところでちょっと後ればせながら対応させていただくような形になるのかなというふうに考えております。

○永田委員 給与に関してはそういう形で遡ってという対応はいいことだと思いますが、それとは別に、全体的な処遇、働き方改革のような処遇改善によって、例えば、先ほども言ったように、合格率が非常に低くなってしまっているということのために、特別区で仕事をしやすいような環境を千代田区として率先して整えていくような必要があるというふうに考えていますが、その点について、もう一点お答えください。

○神河人事課長 処遇面につきまして、こちら職員が職業を選ぶときに大変重要な要素かと思えます。私ども今取り組んでおりますものは、例えば時差勤務みたいなものを使いやすくして、職員のワーク・ライフ・バランスを取れるような仕組みを構築したりとか、あとは休暇制度を充実したりとか、そういった形のことで対応させていただいているところです。そういった取組につきましては、私どもも区内の例えば専門学校であるとか大学のほうに出かけて、公務員としての仕事のやりがいであるとか、あと処遇面についても公務員の職員の実際の生の声からご説明させていただくような形で、なるべく広い、学生たちにそういったことを周知しようという取組は行っているところでございます。

○永田委員 今回の公民較差解消で給与引上げについては賛成の立場ですけれども、区民とか世間からのどうしても厳しい目が、我々議員、公務員に対して向けられている中で、そういった厳しい意見を解消していくためにも、また視点が変わってくると思うんですけど、区の事業の効率化とか、そういった人件費比率はもう既に適正になっているとはいえ、そういったことも含めて区民に対して周知が必要だと思いますが、その点に対してお答えください。

○神河人事課長 そうですね、人事行政につきまして、こちら年に一度ですが人事行政の運営に関する報告書といいますか、そういったものをホームページのほうにもアップして区民等にもその状況について知っていただくような機会を設けているところでございます。私どもとしましても、ただいたずらに人を増やしていくということであると、そこは固定費、人件費がかなりかさんで、その分が区民サービスのコストを押ししてしまうと、圧迫してしまうようなおそれもありますので、そういったことはもちろん踏まえた上で、必要最小限にそういった人の確保、そういったものも様々なマンパワーを使いながら並行して行ってまいりたいと思います。

○永田委員 はい。結構です。

○小林委員長 ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、質疑を終了いたします。

討論につきましても2件一括して行い、採決はそれぞれ1件ずつ行いたいと思います。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。

討論はいかがいたしますか。

のざわ委員。

○のざわ委員 それでは、私、本2議案につきまして、賛成の立場から討論をさせていただきます。

議案第49号及び第52号の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等につきまして意見を述べます。本議案は、令和6年特別区人事委員会勧告に示された公民較差1万1,029円を解消するため、全級、全号給の例月給料表を引上げ、さらに特別給を0.2月分引き上げたいというものです。日本維新の会千代田区議団は、公務員の待遇改善に反対してはおりません。しかし、終身雇用と年功序列からの微修正が続いた結果、公務員の人事給与制度が改革を重ねている民間の人材市場から取り残され、働く魅力に乏しい制度になっている現状から脱却する必要があると考えています。そのため、公務員制度を根本的に改革し、能力、実力主義に基づいた給与制度への変革が必要であると主張させていただきます。

昨年の給与条例議案の審議に際し、日本維新の会千代田区議団は、人事委員会の勧告が上積みの民間との給与較差であることや、調査完了事業所の特殊性、行政の独自性に対応する、余裕のある企業の数値を基にしている点に疑問を呈しています。

日本維新の会千代田区議団は、日本維新の会のスピリットに基づき、議会改革や行政改革を通じて生み出された財源を必要な分野に投じることを重要視しており、税金をお支払いいただいております千代田区民の皆様にご納得いただけますでしょうか。現行の議案には慎重な検討が必要であるとして、反対の立場を取っております。区長による主体的な提案がなかったことを残念に思いますとの我々の主張をご理解いただけたらと存じますと申し上げました。

今回の提案では、人材流出や採用環境の困難さなどを踏まえ、初任給の引上げに意を用いるなどの現実的な課題解決に向けた工夫も見られるところです。国に倣っての対応とはいえ、社会情勢の変化を捉え、扶養手当の在り方を変更するなど、時代に合った対策を盛り込んでいることも確認しました。勧告の中にも、人事評価制度が職員のモチベーション及び公務能力の向上に重要な役割を果たすことや、個人目標を達成することが組織目標の達成に寄与することの意識づけの必要性が明記されるなど、現行の公務員制度の課題を乗り越えたいという意思が見受けられるようになりつつある点は率直に評価できるものと考えます。

結論として、給与額の引上げについて、昨年も引上げ自体を否定したものではありませんでしたが、昨年の提案は引上げ額が不十分なものであったと評価しています。本年については、年間で平均約26.7万円の増ということで、相応の増になっているものと認識しています。特別区職員給与等実態調査は引き続き大きな課題を内包していますが、導い

た結果は幸いにして適切なものであったということとして理解しています。

また、千代田区では公契約条例に基づき、毎年、公契約審議会からの答申を受け、公契約従事者の賃金下限額の見直しを行っています。今年度も人事委員会の勧告等を踏まえ審議会での議論を進めていると聞いています。このような区の実績は、中小零細企業事業者の賃金上昇につながるものです。今後も引き続き公契約従事者の適正な労働環境の確保や社会経済の健全な維持発展、区民サービスの質の向上に努めていただきたいと思います。

以上、総合的に慎重に審議した結果、日本維新の会千代田区議団として本2議案に賛成いたします。

以上でございます。

○小林委員長 討論、ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、討論を終了いたします。

これより採決に入ります。ただいまの出席者は全員です。

議案第49号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○小林委員長 はい。賛成全員です。よって、議案第49号は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第52号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○小林委員長 はい。賛成全員です。よって、議案第52号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第49号、第52号の審査を終了いたします。

次に、議案第48号、千代田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例、議案第50号、千代田区長及び副区長の給与及び旅費条例の一部を改正する条例、議案第51号、千代田区教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務に関する条例の一部を改正する条例、この3件の議案は関連しているため、一括で執行機関からの説明を受けたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、執行機関から説明を求めます。

○佐藤総務課長 それでは、政策経営部資料2に基づきまして、議案第48号、第50号、51号の3件につきまして、一括してご説明を申し上げます。

まず、項番の1、改正理由でございます。11月の千代田区特別職報酬等審議会における答申内容等を踏まえまして、議員や区長等の報酬等を改定するものでございます。なお、特別職報酬等審議会、いわゆる報酬審の位置づけでございますが、皆様ご案内のとおり、千代田区特別職報酬等審議会条例に基づきまして、少なくとも3年に1回、報酬等の額の適否について審議会の意見を聞かなければならないとされており、前回、令和3年に答申を受けて以来、今年が3年目でございますので、報酬審に諮問いたしまして、答申を頂いた次第でございます。

次に、項番の2、改正内容でございます。前回、令和3年の報酬審答申につきましては、特別職の報酬等を引き上げるべきとの意見が多数ではございましたが、引き下げるべきとの少数意見も出された中で、総合的な見地から据え置くこととし、併せて引上げ、引下げの基準となる指標について研究を続ける必要があるとの内容でございました。この答申を踏まえ、この3年間の社会事情の変化も確認しながら、今回新たに委嘱したメンバーにより様々な議論が交わされました。今回の場合は、参照した賃金、物価指数、地価などの統計はどれも上昇傾向であり、引上げについては合意されましたが、どの程度かという点で議論がございました。

検討の結果、（1）にございますように、令和4年から令和6年の特別区人事委員会勧告の一般職の改定率の中で部長級の平均改定率を参考として改定することが確認されました。各役職の改定内容につきましては記載の表のとおりでございます。

（2）の期末手当でございますが、民間給与の支給実態、区職員の支給状況、他自治体の報酬等の支給見直しの流れを踏まえ、6月期、12月期の年2回の支給とすることといたしました。

なお、令和7年3月期の期末手当は、令和6年12月期の期末手当と合わせて支給することといたしました。令和7年度以降は、6月、12月に均等に振り分けることといたします。手当の支給月数の引上げにつきましては、特別区人事委員会勧告の支給月数引上げ幅を参考に、月数に加算し、資料裏面にございますとおり、改定後4.2か月となっております。

項番の3の新旧対照表につきましては、別紙で添付をしております。

項番4の支給期日でございますが、報酬等月額及び期末手当については令和6年12月1日から、期末手当支給月数の見直しにつきましては令和7年4月1日からでございます。

ご説明は以上でございます。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。これより質疑に入りますが、質疑は一括して行います。質疑を受けます。

○のざわ委員 私は本3議案に反対の立場から、三つご質問をさせていただきます。

まず一つ、議員の報酬や特別職の給与は報酬等審議会の答申を基に改正されるということですが、この会議はどのような会議でしょうか。よろしくお願いいたします。

○佐藤総務課長 先ほども簡単にご説明いたしましたけれども、区議会議員の議員報酬及び期末手当の額並びに区長、副区長及び教育長の給料の額は、この条例に基づきまして、3年に1回審議会の意見を聞き改めるものとなっております。必要があると認めるときは報酬額の適否についても意見を聞くことができるとされております。3年に1回、報酬の額の適否については必ず意見を聞かなければならないとされておりますので、この条例の規定に沿いまして、前回、令和3年度から3年が経過いたしましたので、会議を開催して審議を頂いた次第でございます。

○のざわ委員 ありがとうございます。

それでは、2点目に参ります。報酬等審議会の答申をまとめる過程で引上げに反対する意見はあったでしょうか。よろしくお願いいたします。

○佐藤総務課長 今回の報酬等審議会では、改定の考え方についてご意見をまとめていただく参考に様々な資料、情報提供を行いました。物価や家賃、賃金などの動向につきまして

て、また、他自治体の報酬等との比較などについても資料を多数ご用意しまして参考にさせていただきましたが、物価の上昇、賃金の上昇、他自治体の動向と、どの数字を見ても上昇基調でございましたため、据置きや引下げのご意見は頂きませんでした。

○小林委員長 全員賛成。反対の人はいなかったということです。

ということです。のざわ委員。

○のざわ委員 ありがとうございます。

それでは、最後に、今回の改定の結果、千代田区は特別区23区の中で、例えば議員報酬は何位になるのでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○佐藤総務課長 まだ、今年度につきましては、報酬等審議会の答申を受けている自治体、また、それを今回の第4回定例会で各区とも議案にしているという状況ですので、比較検討を新しい数字で行うことができない段階でございます。そのため、昨年度の確定した情報で比較をいたしますと、例えば、議員の年収を条例の決まりのとおり各区の試算をいたしますと、千代田区は6位ということでございます。

○のざわ委員 本当にありがとうございました。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

○小林委員長 はい。

質疑を受けます。

○小野委員 今回の報酬に関しては昨年度、今年度ともに陳情も出ておりました、千代田区議会の定数、報酬、政務活動費の削減を求める陳情というのが出てきています。うち2回は既に審議が終えて、そして陳情者にお返しをしている状況でございます。今回、全て増ということで、これを実際に審議をしてくださった委員の先生方、委員の方々9名いらして、そのメンバーの方々を見ても非常に多様な方々で構成をされているので、まずは謹んでこの結果を受け止めつつという立場で申し上げます。

今年は千代田区議会に限ってのことだと思えますけれども、実際に契約に係る不正行為というところが発覚をし、そして議員に対する目線というのも非常に厳しいものという中での増だというふう在接受止めております。議員が襟を正して、そして区民の信頼をしっかりと回復をしていくという真っ最中に、こうした報酬の引上げというところは非常に心苦しいという1点はございます。ですが、やはりメンバーの皆様を拝見しても、非常にまちのことを常々考えてくださっている方ですとか、それから私どもの活動のことをよく理解をしてくださっている方々、そして経済的なことにも非常に精通をいらっしゃる方々、そういった方々が他区の状況や社会情勢を見て決めてくださったことというふう在接受止めております。

先ほどの陳情の話に戻りますと、陳情者は報酬も減らしてくださいというような陳情でした。この陳情については、実際に議会運営委員会の中で様々意見が出されました。そもそもこれについて議員が直接的に何かしらのことを実際諮問をすとか、そういうことができない立てつけになっているという側面はあるんですけれども、それについても、まずは第三者にこれは一旦お預けしていることなので、委員会の委員一同が、これは私たち議員がやるべきことではなくて、ほかの定数ですとか、それから例えば政務活動費というところであればできるんじゃないかということで、この報酬についてはいろんなご意見があると思うんですけれども、またこの厳しい状況ではあると思うんですけれども、やはり

謹んでお受けするのが今ふさわしいことなのかなと思いました。

千代田区の中で、今回はこの報酬だけではなくて、3年間に1回だったというものが毎年になったというふうに聞いています。毎年やる中で、1点ちょっとお伺いしたいのが、委員の方々がどのタイミングで代わられるかというところなんかもあると思うんですけども、毎年これについて検討されるということであれば、1年の中で何回程度の会議などを今後予定されていくとか、その辺りのところは決まっているんでしょうか。

○佐藤総務課長 まだ今後の会議につきましてははっきりと決めていることではございませんが、これまで3年間に一度開催してきたもの、その中で額の決め方について基準をどう持ったらいいかということが令和3年度の会議でも課題になったというところで、今回、一つ人事委員会勧告をやはり目安にしていこうと。上昇基調であるということもあるんですけども、そこを参考にしていこうということが申し合わせましたので、その中で、来年度はまた同じように人事委員会勧告が出た頃に会議を開いて、その上昇率を踏まえた上げ幅で適切かどうかということ判断しようということになっておりますので、当面は年に1回、人事委員会勧告が出たタイミングで現在のメンバーの方に来年度はお集まりいただいて、3年程度、1回改選というようなことになっていくのかなというふうに個人的には考えております。

○小野委員 はい、分かりました。

○小林委員長 いいですか。

○小野委員 はい。オーケーです。

○小林委員長 質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。

それでは、質疑を終了いたします。

討論につきましても3件一括で行い、採決はそれぞれ1件ずつ行いたいと思いますけど、よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 では、討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 それでは、討論は省略いたします。

それでは、これより採決に入ります。ただいまの出席者は全員です。

議案第48号、千代田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○小林委員長 のざわ委員以外は賛成です。よって、賛成多数によりまして、議案第48号は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第50号、千代田区長及び副区長の給与及び旅費条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○小林委員長 のざわ委員以外は賛成です。よって、議案第50号は、賛成多数によって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第51号、千代田区教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務に関する条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○小林委員長 のざわ委員以外は賛成でございます。賛成多数によって、議案第51号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第48号、50号、51号の審査を終わり、日程1の議案審査を終了いたします。

それでは、区長退席のため、休憩をいたします。

午前11時19分休憩

午前11時19分再開

○小林委員長 それでは、委員会を再開いたします。

日程2、陳情審査に入ります。

初めに、送付6-42、公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例に関する陳情が新たに当委員会に送付されました。陳情の写しをご確認いただきたいと思っております。よろしいですか。

陳情につきましては、朗読は省略して、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。省略します。

本陳情につきまして、執行機関から情報提供等がございましたらお願いいたします。

○尾上安全生活課長 私のほうから、公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例に関する陳情のご説明を行います。

千代田区公共の場所における客引き行為の防止に関する条例は、警察の仕事を補完する趣旨で、平成26年4月1日に施行されました。

まず、現状の客引き防止の取組についてご説明いたします。

秋葉原中央通り、秋葉原駅昭和通り口、神田駅、水道橋駅を、客引き行為の重点地区に指定して、次の三つの対策を取り組んでおります。

まず一つ目が、客引き防止対策事業です。区で委託する警備会社が秋葉原中央通りについては週7日程度、平日7名が17時から22時まで、休日は10名が12時から22時まで従事し、そのほかの秋葉原昭和通り口、神田駅、水道橋駅については週3日程度、4名が平日の17時から22時まで従事し、客引き防止の指導、注意を呼びかけております。

二つ目の取組が、区の職員の生活環境指導員による巡回指導です。秋葉原駅、神田駅地区を4名2組に分かれ、毎日午後0時30分から午後7時30分まで路上喫煙対策も兼ねながら客引き行為を現認した際は注意・指導する客引き防止活動に取り組んでおります。

三つ目が、管轄警察署と連携した悪質な客引き行為の取締りです。客引き防止対策事業の委託警備会社が指導しても改善されない場合、その悪質な客引き行為の店舗情報を収集し、管轄警察署へ情報を提供して取締りの依頼をしております。

以上三つの取組を行っております。

次に、陳情書一つ目の禁止行為の明文化についてご説明させていただきます。条例では、公共の場所において客引き行為、勧誘行為、客待ち行為の禁止を定めています。また、条例には、客引きの声かけ、客待ちするたむろ行為と明文化しておりませんが、このような

行為も客引き、客待ちの禁止行為に該当する状況があれば区条例違反で指導を行っております。また、東京都の迷惑防止条例と区条例の違いですが、例えば都条例では執拗な客引き行為と定め禁止行為をしておりますが、区条例については、客とならないように積極的に誘い進める客引き行為が禁止行為に該当します。指導の手順ですが、区条例は客引き行為を現認した場合は、指導、改善措置命令、違反事実、氏名の公表の行政指導の手続になっております。過料規定を定めている新宿区、港区、豊島区等の自治体は、指導、警告、過料の公表の行政手続を行い過料の徴収を行っております。

次に、陳情二つ目の誓約書の提出についてですが、誓約書の提出をしている自治体は、従業員が客引きを行った場合、その従業員が所属する店舗を指導するために誓約書を提示させております。しかし、現在、客引きはこの店舗にも属さないフリーの客引きが多いため、店舗まで指導が行き届いていないという状況を聞いております。

最後に、過料規定のご説明になります。

違反行為を繰り返す風俗店の従業員やこの店舗にも属さないフリーの悪質な客引き行為の取締りは、専門的な知識・経験を有する警察機関でさえも慎重かつ厳格に違法性を判断し事件化している中で、警察仕事の補完をする趣旨で取り組む区の職員が罰則の過料を科すための違法性の判断を行うことはかなり難しいと考えております。現在、区では客引き防止の委託事業者の人員配置も他の自治体と比べ手厚く配置し、警察の取締りについては、区の委託事業の情報提供により風俗店従業員の客引きや中国エステの客引きを事件化するなど、警察と連携が十分に図られており、過料を定める新宿区、港区、豊島区などの自治体の取締りと同等の取締りの内容と認識しております。また、過去、秋葉原が違法な客引き行為が散見された時期もありましたが、現時点では改善されており、現状の取組は実効性があると認識しております。

以上になります。

○小林委員長 はい。今、情報提供が終わりました。委員の皆様から、その他、執行機関に確認したい事項があればお願いします。よろしいですか。

米田委員。

○米田委員 今、課長からあったんですけど、1番のところですけど、明文化されていないけど、今の区条例でこのようなことは対応できているという形でいいですか、今の説明を聞くと。

○尾上安全生活課長 ええ。委員のおっしゃるとおり、今は明文化されておりませんが、このような行為があれば指導しているところでございます。

○米田委員 この2番のところも、いわゆる誓約書を書いて出してもらってはいないですけど、書いてもらっているところの実効性を見ると、若干今の時代に即していない部分があったり、フリーで雇っている部分があるんで、これをやっても意味ないことはないんですけど、実効性としてはあまり今の時代にそぐわないと。で、別の形でも区条例である程度網羅できているというところでよろしいですか。

○尾上安全生活課長 確かにうちのほうでは誓約書等は取っておりますが、客引き行為がある店舗にありましては、我々職員がじかに店舗に出向いて、こういった違反行為をやめてくれという指導はしております。

○米田委員 指導をやっているということですね。あと、そうはいつでも、こ

の陳情者はそういう部分がまだ見えていないから、こういう陳情が出ているのかなと思います。ただ、課長の説明を聞いていると、いわゆる大きな繁華街を抱えているところ、新宿とか歌舞伎町とか、いわゆる上野とか、豊島区なんかでもかいたのがありますけど、こういうところと比べても、いわゆる指導員の人数とか日数とか、あと神田駅も秋葉原もそうですけど、地域の方とパトロールをやっているんで、何ら遜色ないというか、千代田区のほうがこれ逆に多いぐらいかなというところなんですけど、そういった取組はしっかりやっていると、この認識でよろしいんですか。

○尾上安全生活課長 はい、さようでございます。委託している警備会社の人員にありましても、ちょっとした調査なんですけど、過料を定めている港区では26名で、うちが24名という手厚い配置をしておりますので、また、地域住民の方々にパトロールも定期的に行っておりますので、今の現状は対策が取れているのかなと認識しております。

○米田委員 さっきも言ったんですけど、とはいえ、やっぱりこういう陳情が出るということは、その辺のアピールがまだやってはいらっしやるんでしょけど足りないのかなと思います。あとは、こういったクレームが入ったときに、ふだんなんかは青パトで対応していただいていると思うんですけど、そういった青パトで対応しているよということもしっかりアピールするのと、連絡があったときはすぐに対応する、この取組が僕はもう重要だと思うんですけど、この取組をしっかりアピールしていただきたいなと思うんですけど、いかがですか。

○尾上安全生活課長 委員ご指摘のとおり、区民の意見はしっかりと聞いて、手薄になっている時間帯とか苦情がありましたら、そういった時間帯にありましては、委託警備会社で対応できていないところにある場合は、青パトなど警戒に当たって客引き防止対策に取り組みたいと思っております。

○米田委員 最後。またさっきの警備体制、22時までと大体なっていたんですけど、22時以降もそういったことがあれば、また区民の方から連絡があれば、22時以降も青パト等でしっかり取締りというか対応もしていただけるんですか。

○尾上安全生活課長 現在も22時以降も青パトのほうは客引き防止の警戒に当たっておりますので、引き続きしっかりと区民の安全・安心を守るために客引き防止対策に取り組んでまいります。

○小林委員長 ほかにございますか。

○入山委員 まず、声かけ等、客引きと客待ちについての違いと、あと、風俗店と飲食店の客引きについての違いみたいのはあるんでしょうか。

○尾上安全生活課長 例えばなんですけど、客引きなんですけど、通行人の中から会社員風の男性5人を発見して接近した上で、お客さん、二次会のお店探しておりますかなどと声をかけるようなことが客引きとなります。また勧誘というのもあるんですけど、この勧誘というのは、不特定の人の中から特定に対して、要はスカウト行為ですね、女の子をスカウト行為するのが勧誘という定めになっておりまして、若い女性の1人を発見して接近した上で、お仕事を紹介しますけど聞いてくださいなどと声をかけるのが勧誘になります。客待ちというのは、こういった行為をするために待つ行為が客待ちという解釈になります。

もう一つ、風俗店と飲食店の客引きの違いということなんですけど、特別、客引き行為についてはそういった違いを区別することはしていません。客引き行為は取り締まっております。

ますので、違反行為に該当すれば風俗店だろうが居酒屋の従業員だろうが取り締まっている状況でございます。

○小林委員長 今、委員のほうは、風俗店と普通の飲食店の違いは何ですかということも聞いております。客引きとか、関係なく。

○尾上安全生活課長 あ、分かりました。そこは風俗店にありましては、居酒屋はご覧のとおりお酒だけを提供するところ、風俗店にありましては女の子が接待したりとかサービスするような、そういったのが風俗店という分類で行っております。

○小林委員長 よろしいですか。もうちょっと詳しく言ってもいいけど。

○尾上安全生活課長 もうちょっと詳しく。時間帯も、あとは警察から社交飲食店の許可を取ってれば風俗店……

○小林委員長 そういうことだね。

○尾上安全生活課長 深夜酒類のいわゆる深酒の許可を取っているのは居酒屋というふうな、警察的な許可で言えば、そういうふうな分類に分かれております。

○小林委員長 入山委員。

○入山委員 今、まさしく警察の許可のことにちょっとお伺いしようかなと思っていたんですけども、許可というのは、風俗店、飲食店、簡単に取れるものなんでしょうか。

○尾上安全生活課長 許可にありましては、警察のほうになるんでちょっとあれなんですけど、やっぱり欠格事由というのがそれぞれ定めておりますので、欠格事由に該当するのであれば許可は取れません。

○入山委員 許可が取れることによってピウを配ったり客引きをしている飲食店、風俗店があるというふうな話、相談も受けたりもするんですけども、この陳情でも、にぎわいが生まれること自体はすごくいいことだという話になっていきますので、ぜひ警察とも連携してまちをにぎやかにしていただきたいなと思うんですけども、その辺についてはいかがでしょうか。

○尾上安全生活課長 やはり客引き行為は、ぼったくりだったり、そういった違法店舗だったり、そういった治安を悪くする行為でありますので、その辺は警察としっかりと連携を取って、区民が安全に飲めるようなまちづくりに取り組んでまいります。

○小林委員長 田中副委員長。

○田中副委員長 ご説明ありがとうございました。この陳情書の中にあります新宿区だとか港区が5万円以下の過料を設定しているということで、こちらの実際に執行された件数などは把握されていますでしょうか。

○尾上安全生活課長 把握しておりますが、ちょっと向こうの自治体のほうもまだ公表していないということですので、ちょっと、すみません。

○田中副委員長 そうしますと、この過料を設定しているということが検挙というか、この客引き行為等を阻止する、抑制になっていると考えられますか。

○尾上安全生活課長 過料の規定があれば抑止力はないとは言えません、あると思いますが、今、千代田区にありましては、ご説明したとおり、一番やっぱり客引きを取り締まる、彼らには一番警察の取締りが一番きつところですので、千代田区にありましては、警察との連携が取れておりますので、引き続き過料を取り締まっている自治体の取締り状況を見ながら、効果があるのかどうか研究してまいります。

○田中副委員長 はい。よろしくお願ひいたします。あと、新宿だとか六本木を抱える他の近隣の自治体との連携状況などはどうなっていますでしょうか。

○尾上安全生活課長 ほかの自治体とも過料の取締り状況だったり人員だったり、そこは情報共有しながら、いい点は学んで取り入れてやっているところでもあります。

○小林委員長 どうぞ、いいですか。

地域振興部長。

○印出井地域振興部長 補足してご答弁申し上げます。

この陳情にもございますけれども、いわゆる繁華街を抱える自治体、そういった自治体の中には、当区と同じように警視庁から派遣している今のうちの区の安全生活課長のよう、そういった課長もおりますので、そういった意味でしっかりと取締りの状況、それから過料処分における実効性の状況、そういったものについてしっかり、これまでも課長が答弁を申し上げましたけれども、情報共有してございますけれども、今後につきましては、今般、渋谷区が5万円という形で動き始めますので、そういったところの情報もしっかり取りながら、一方で、ちょっと昨日たしか渋谷区の常任委員会で議論があったというふうに聞いてございますけれども、今後、様々運用する上での課題というのも明らかになってくるんじゃないかなというふうに思っております。渋谷区は特に路上飲酒、路上喫煙、そして今回客引きと三つ取り組むということですので、同じ繁華街を抱える自治体として、今後、これまでも必要に応じてやってきましたけども、今後もしっかり連携を図っていききたいというふうに思います。

○田中副委員長 ありがとうございます。

○小林委員長 ちょっと確認をしたいんですけど、この2番目に言っている客引きや勧誘行為等を行わない旨の誓約書を区に提出させている。こういう誓約書を区が受けているんですか、警察が受けているんです。

○尾上安全生活課長 区が受けていると聞いております。

○小林委員長 区が受けているんですか。

○尾上安全生活課長 はい。

○小林委員長 ということは、安全生活課長のところに来るわけですね。

○尾上安全生活課長 これはうちはやっていません。

○小林委員長 違うでしょう。

○尾上安全生活課長 ほかの自治体のやっている説明になるのですが、ほかの自治体を確認したところ区で受けている。

○小林委員長 区で受けている。

○尾上安全生活課長 はい。

○小林委員長 千代田区は……

○尾上安全生活課長 やってありません。

○小林委員長 やっていませんね。

○尾上安全生活課長 はい。

○小林委員長 はい。それと、誓約書は千代田区は出させていない。ということは、今、警察との連携で一番効果のあるのは検挙だと。

○尾上安全生活課長 そうです。

○小林委員長 検挙すると、そこがほかのところも検挙されないために自粛するという
ことですね。

○尾上安全生活課長 もありますし、お店のほうも営業停止とか両罰規定がありますので
……

○小林委員長 になりますよね。

○尾上安全生活課長 そういったところまで取締りができるという。

○小林委員長 ですね。それと、先ほどの説明の中で、お店にこういう客引きをする人に
注意をするんだけど、お店に属さないフリーの方がやっていると捕まえ切れないというこ
とですね。そのフリーの人はどういうふうになれば効果があるんですか。

○尾上安全生活課長 そのフリーの客引きは、例えば神田で指導された場合、あ、すみま
せん、ほかの指導された場合でも、錦糸町だったり、こういった手続の段階がありますの
で、指導、警告、過料という、警告を受ける前に違う地区に移動したりとかという状況で
フリーの客は逃げ回っているというか、いう状況なもので。

○小林委員長 それに対する対策というのは今はないんですか。

○尾上安全生活課長 区としての……

○小林委員長 区でも警察でも。

○尾上安全生活課長 警察ではそういったフリーの客引きも取締りをしております。ただ、
やはりフリーの客ですので、先ほど説明のとおり、何でしょうか、厳密に違反性を判断し
て検挙しているという状況です。

○小林委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、この陳情につきまして意見ある委員の方はいらっしゃいますか。よろしいで
すか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、今までいろいろ確認等をしてまいりましたけれども、こ
の陳情の質疑は終了してよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。じゃあ、終了します。

意見等もよろしいですね。ほかにございますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 それでは、この陳情の取扱いについていかがいたしましょうか。

米田委員。

○米田委員 皆さん各委員からのご意見を聞いていると、1番については明文化されては
いないけど対応できていると。2番に関しても、難しい部分はあるけど、警察との連携で
何とかクリアしているんじゃないかと。あと、そのほかも区としてもしっかり対応してい
ると。ただ、22時以降とか、そういった部分での課題はあるとはいえ、しっかり今後も
やっていくということが分かりましたんで、今日の議論を含めて陳情者にお返し。

○小林委員長 議事録をもってお返しする。

○米田委員 議事録をもってお返しさせていただければいいんじゃないかなと私は思いま
すけれども。

○小林委員長 はい。

ほかにございますか、ご意見。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、この陳情につきましては、1の明文化については、はっきり明文化されていないけど、区としてはその中に含まれていると。2につきましては、誓約書をやっていますが、警察との連携を取って引き続き……

○米田委員 いませんが。

○小林委員長 せんが、はい。

○米田委員 うん。

○小林委員長 警察と連携を取って対応していくことで対応すると。3番目の過料については、千代田区は設定をしていないという、ほかの自治体の今状況が始まったばかりで、これを一足飛びにやることはかなり難しいということで、これについては検討中ということだと思えます。という、今の議事録にしまして陳情者にお返しすることにいたします。

それでは、本陳情については議事録をもってお返ししたいと思えますけれども、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、本陳情につきましては終了することといたします。

それでは、以上で送付6-42の陳情審査を終了いたします。よろしいですか、いいですよ。

次に、じゃあ、行きます。送付6-43、千代田区独自の宿泊税の導入を求める陳情書が新たに当委員会に送付されました。陳情書の写しを確認いただきたいと思えます。

陳情の朗読は省略して、いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。省略いたします。

本陳情については、執行機関からの情報提供をお願いしたいと思えます。

○齊藤税務課長 それでは、税務課から、千代田区独自の宿泊税の導入を求める陳情書について情報提供をいたします。

陳情書の背景にあるとおり、東京都が2002年に全国初の宿泊税を導入後、現在まで都道府県レベルでは大阪府と福岡県、市町村レベルでは、京都市、金沢市、北海道倶知安町、福岡市、北九州市、長崎市が宿泊税を導入しております。

宿泊税の導入をといた陳情でございますが、千代田区を訪れる海外からの旅行者が多いのは指摘のとおりですが、一方、区内には日本を代表する大企業をはじめ多くの企業が本社を構えており、ビジネス目的の出張者も当区に多く来訪しております。そのため、千代田区において、陳情にありますような日々来訪する多くの外国人観光客とビジネスマンを正確に区別し、出張者や日本居住者らの宿泊は免税とするシステムの構築は容易ではないこと。また、現在区内のホテル・旅館等の数は136件ございますが、特別徴収義務者となるこれらのホテル・旅館等宿泊事業者に対し、通常の宿泊対応業務に徴収や減免対応及び納税処理事務を付加させることは周辺区ホテルとの営業面、価格面などの競争力に影響を生じるのではないかと考えております。

また、千代田区の観光地に来訪する外国人旅行者は、これらの区内ホテル・旅館等に宿泊より周辺区、例えば中央区、新宿区、台東区、文京区などのホテル等に宿泊するケース

が多く、原因者からの徴税といった面からも課題があると考えております。

さらに、前出の東京都の宿泊税は海外からの旅行者のみを対象としておらず、ホテル・旅館の利用者全てに宿泊税を導入しており、都の制度との違いの整理も必要となっております。陳情にある法定外目的税である千代田区独自の宿泊税を新設することについては、ご説明した様々な課題や制約が多く、特に先行事例と比べて行政区域も狭く、人の出入りや特定が極めて難しい都心千代田区の地勢を鑑みると、制度実施に必要な所管大臣の同意取得も含めて容易な実現は困難であると考えております。

一方で、そうは申しましても、陳情のとおり、区内の観光者が集まる地域ではごみのポイ捨て、路上喫煙など、様々な問題が発生していることも事実でございます。所管としましては、区や他区、他団体の動向を注視しつつ、関係部署と連携して様々手法を検討し課題解決を図っていく所存でございます。

以上になります。

○小林委員長 はい。委員の皆様から執行機関に確認したい事項がございましたら受けま

す。
○永田委員 区内の宿泊施設の利用を見ていると、やっぱり外国人の観光客が多くて、逆にビジネス利用の方がもう取りづらくなっている、あるいはもう料金が上がって予約もできないという状況に多くはなっていると思います。ちなみに試算というんですかね、して、大体、平均宿泊料は大体1万5,000とか2万とかあたりで試算などはしていますでしょうか。

○齊藤税務課長 すみません。ちょっと今そちらのほうの情報は試算はしておりません。

○小林委員長 試算はしていない。

○永田委員 ちょっと私が今手元で2万円として3%で1人600円。千代田区の宿泊者数を調べたら8万と書いてあったんで、そうすると4,500万ぐらい、5,000万弱、その程度なんです。この取組自体はそれなりに一応検討する価値のある内容かなと私自身は思いましたけども、先ほどおっしゃったこともそのとおりだというか、非常に難しい状況、東京都と二重になってしまうということですよ。とはいえ、やっぱりこれでもう千代田区はできませんというわけではなくて、もう少し詳しく研究からでいいのでできないかということちょっと提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

○齊藤税務課長 頂いたとおり、今ご説明のとおり、区内のホテル、外国人の宿泊者が大分増えてきているということでご指摘いただきました。確かに費用も高くなっているところもございます。そういった面からすると、そこら辺の研究というのはさらに深めていかなければならないというふうに考えております。また一方で、先ほど説明したように、千代田区のみが宿泊税を取るということは、やはり宿泊税ということで税の分だけ費用を上げる、宿泊費にプラスアルファということですが、ただ単純にそういうふうな形にはなるとは思っておらず、例えば周りの周辺区のすぐ近くの東京駅の反対側とか、そういうところとも競合している中で、競争していく中になると、例えばその分はホテルが我慢してその宿泊税を隣と合わせながらその分は何とか企業努力でやっていくとか、そういうこともあると思います。そういうところも含めて、やはり今後検討するということは引き続きやっていく必要はあるかというご指摘だったので、そのとおりだと思っております。

○永田委員 興味深い取組ではあると思いますが、すぐ実施することは非常に難しいとい

うことは理解しましたので、今回は、今後、今はできないけども検討はするという形で陳情者にお返しするようなことが、それが全体としてまとめばいいと思いますが、先ほど言ったように、研究は続けるということはそれでよろしいということではないでしょうか。

○印出井地域振興部長 今、永田委員からのご指摘でございます。この陳情にもございますように、特に外国人観光客の増加を背景にした、いわゆるオーバーツーリズム問題ということについては、東京全体、とりわけ千代田区の中でも顕著になっているということでございます。それに対して様々な施策を推進していく上で、いわゆる原因者になっている観光客等から宿泊税等の手段を用いて対応するというのも一つの考え方かなというふうには認識しております。ただ、それに限らずそのほか様々な施策、あるいは財源確保の手法も含めて、もう少し幅広く、全体の中でこういった宿泊税ということもあるんだよということも認識しつつ、課題解決に向けて検討をしてまいりたいというふうには考えております。

○小林委員長 ほかにありますか、委員の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 いいですか。

それでは、本陳情に関する質疑を終了します。

委員の皆様、意見ありますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 それでは、取扱いはいかがいたしますか。取扱いはいかがいたしますか。永田委員。

○永田委員 先ほどと同じようになりませんが、興味深い取組ではありますが、すぐには実施することは難しいということで、今後、宿泊税も含めた対策を進めていくという印出井部長の先ほどの……

○小林委員長 答弁ね。

○永田委員 答弁をもってお返しするというので提案いたします。

○小林委員長 はい。

それでは、ただいま委員のほうから発言があったとおり、本陳情につきましては議事録をもって陳情者にお返しするというのでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、そのようにさせていただきます。

以上で、送付6-43、陳情審査を終了し、日程2、陳情審査を終了いたします。

暫時休憩します。

午前11時53分休憩

午前11時58分再開

○小林委員長 委員会を再開します。

日程3、報告事項に入ります。

地域振興部（1）旧箱根千代田荘現行建物活用検討の終了について、理事者からの説明を求めます。

○赤海コミュニティ総務課長 それでは、私のほうから、地域振興部資料1に基づきまして、旧箱根千代田荘現行建物活用検討の終了についてご説明させていただきます。

旧箱根千代田荘につきましては、平成11年に現在の建物施設で運営を開始いたしまし

て、平成27年7月に箱根山噴火の影響で休館となり平成28年3月に閉鎖したものでございます。今般、これまでの活用検討の経緯と状況、またそれを踏まえた上での今後の進め方についてお示しさせていただきます。

項番の1でございます。これまでの活用検討の経緯と状況でございますが、議会におけます箱根千代田荘の再活用を求める決議の可決を受けまして活用検討を開始いたしました。これまでの調査検討といたしまして、まず、平成29年度に旧箱根千代田荘利活用の検討に係る調査と、それからエンジニアリングレポートを行いました。これは建物や設備の状況をこのとき調査したものでございます。平成31年度に旧箱根千代田荘の利活用についての深掘検討を行いました。令和4年度利活用方法の検討に係る調査を実施いたしまして、令和5年度、こちら平成29年度に一度実施いたしましたエンジニアリングレポートの時点更新の調査を行いました。このエンジニアレポートの結果といたしましては、現在の旧箱根千代田荘を活用した再開の場合、設備改修などに9億2,000万円程度を要することが明らかになったというものでございました。状況といたしまして、令和6年度現在におきましては空き地、空地部分を資材置き場・駐車場として民間事業者へお貸ししているという状況でございます。

項番2の今後の進め方でございます。これまでの調査検討を踏まえまして総合的に勘案させていただきました結果、既存建物の改修による、または建築物として残したまま改修・改築を含めた民間事業者からの提案による活用を検討することは限界があるという状況でございます。既存の建物の活用はしないことといたしまして、今後、区民の皆様の貴重な財産である土地の有効活用について検討していくというものでございます。

ご報告は以上でございます。

○小林委員長 はい。報告が終わりました。委員の方から質疑、質問を受けます。

○のざわ委員 このエンジニアリングレポートなんですが、一つ目に、まず何年に1回ぐらいやられているのかなというのと、二つ目に、入札でされていると思うんですが、どんな企業が落札されて、お幾らぐらいお支払いしたのかなという三つの質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○赤海コミュニティ総務課長 恐れ入ります。2回行った理由といたしましては、平成29年度時点では、いわゆる箱根山の噴火によって閉館を一度させていただいているという状況でございます。そのときに建物や設備の劣化状況を確認するというところで行いました。それから、令和5年度に2回目を行ったものに関しましては、その後、いわゆる建物を利用しないまま年数が経過しているということがございましたもので、劣化度合いの進捗というんでしょうか、それを確認するために調査を行ったものでございます。

2点目の調査を行った会社でございますが、1回目の平成29年度のときは、こちら入札でしたでしょうかね、東京海上日動リスクコンサルティング株式会社というところが行っております。2回目のエンジニアリングレポートに関しましては、同系列だとは思いますが、東京海上ディーアール株式会社というところが行っております。なお、大変申し訳ありません。ちょっと価格に関しましては手元に資料がなくお答えすることができません。

○のざわ委員 ありがとうございます。しっかりとした会社でできていらっしゃるということで、まずは内容的には皆さん安心されるんじゃないかなと思うんですが、それで、も

う一つ、今後の進め方について、区民の貴重な財産である土地の有効活用と、これはその中には売却とかも入っていらっしゃるんですか。

○赤海コミュニティ総務課長 私どもの地域振興部といたしましては、あくまでも現在保養施設が存在して建物としてあるという状況がございまして、その中で、いわゆる保養施設または保養所機能を含めた何かということで検討を重ねてきたものでございます。よって、ここに述べさせていただいているものは、改めて次の段階に進みつつ、引き続き地域振興部として検討をしていくというふうに受け取っていただければと存じます。

○のざわ委員 私もこの立地は大変千代田区にとって宝物だと思いますので、例えば何十年信託みたいな形で収支を回すようなことは、物価高でいろんな人件費、材料等上がっているんですけども、今おっしゃったような方向での利活用というのは可能ではないかなと思っていますので、ぜひ売却じゃない形での検討をお願いさせていただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

○赤海コミュニティ総務課長 あくまで現状でという言い方になってしまいますが、私どもといたしましては、引き続きこういった形で保養所ですとか保養所を含めたような何か機能として何ができるんだろうかということで検討を続けていきたいというふうに考えているものでございます。

○のざわ委員 ありがとうございます。

○小林委員長 よろしいですか。

これ、今、6年度は資材置き場とか駐車場で貸し付けているから若干お金は入ってくるんでしょうけど、維持するのに幾らかかるんですか。このまんま建物は当然今使っていないので、お幾らぐらい。

財産管理担当課長。

○夏目財産管理担当課長 現在、箱根の千代田荘の維持管理費ということで、まず、大体年間700万ほどかかっております。今、委員長からご指摘がありましたとおり、今、一部駐車場として貸しておまして、これが今年度8月1日から令和7年度いっぱいまでということで、ですので、今年はず維持管理費として700万円かかっていますが、収入の見込額が約95万円程度あるというところです。来年ももし700万かけるようであれば、収入としては140万ぐらい入ってくるということになります。

○小林委員長 差引き、そうすると。ここを取りあえず維持していく。

○夏目財産管理担当課長 令和6年度でいいますと、700万の経費に対して95万ということですので約605万ぐらいが支出超過という形になります。

○小林委員長 はい。ありがとうございます。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 よろしいですか。

それでは、(1)の旧箱根千代田荘現行建物活用検討の終了についての質疑を終了いたします。

以上で地域振興部の報告を終わり、続いて政策経営部の報告に入ります。

政策経営部(1)千代田区公共施設等総合管理計画(素案)に対するパブリックコメントの結果概要について、理事者から説明を求めます。

○夏目財産管理担当課長 それでは、千代田区公共施設等総合管理計画（素案）に対するパブリックコメントの結果概要につきまして、政策経営部資料3によりご説明いたします。

本件につきましては、10月15日の当委員会におきまして素案をご説明しましてパブリックコメントを実施する旨を報告をしたところでです。

資料のほうをご覧ください。初めにパブリックコメントの概要です。意見募集の期間は10月20日から11月11日までで、区の広報のほか、記載の方法で周知をいたしました。

2番、結果概要になりますが、意見の提出方法別に人数と件数を記載しております。合計で5名、37件のご意見が寄せられたところです。5名の方は全て区内にお住まいの方となっております。

下段の表につきましては意見への対応状況を区分したものでございます。意見を何らかの形で計画に反映させたものを8件、意見の趣旨は計画に反映されていますと説明しているものが12件、以下、記載のとおりとなっております。

ページを送っていただきまして、2ページ目以降が具体的なご意見と、それに対する区の考え方をお示ししております。つくりとしまして、初めに計画全体に関わるご意見を記載しまして、その後は計画の章立てごとに意見をまとめております。ご意見につきましては原文のまま掲載しておりますので、誤字等がありますがご容赦いただきたいと思います。それなりの件数を頂いておりますので、数件だけ抜粋してご紹介いたしたいと思っております。

初めに、下にページ数がございまして、4ページをご覧ください。こちら、意見番号が左にあります。7番になります。ここでは、計画素案の第2章、公共施設等を取り巻く現状の中でお示ししている「地域別の公園等の面積、公衆・公園便所の整備状況」という表があるんですが、その表に対するご意見で、その表に他の特別区と比較して区民一人当たりの公園面積を出してはどうかという、そういったご意見を頂いております。区の考え方としまして、ご意見を踏まえ、他区と比較した区民一人当たりの公園面積を記載するというふうにしております。

次に、同じページの9番、こちらが計画素案の第3章、改定に当たっての考え方をお示ししている部分なんですが、「着実な維持管理や改修の実施」というところに対して、そもそも新築の際にランニングコストを考慮した設計、設備が必要だと、そういったようなご意見を頂戴いたしました。こちらに対しまして、本計画ではライフサイクルコストに配慮した施設として設計・設備選定が必要であるという旨を記載しておりますということで、そのような回答をしております。

次に、5ページ、次のページをお送りいただきまして、こちらの10番、11番は類似のご意見になっております。ここでは、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針に関すること、そういったところが書いてある章なんですが、こちらの中で、「公開空地」も本計画の対象にするべきではないかといったご意見を頂きました。関連するご意見が3ページの4番のほうにありまして、回答のほうはこちらのほうに記載してございます。このご意見に対しましては、この計画が区有施設の計画的な維持管理を推進することで健全な財政運営を目指すというようなものの性質上、区の経費で維持管理をする施設のみが対象になりますので、区の考え方の欄では、この計画では公有財産と区が借り上げて直接運営する民間施設のみを対象としておりますということで回答をしております。

様々ご意見を頂いておりますが、後ほどご確認いただければと思います。

今後のスケジュールですが、ただいまご報告しましたパブリックコメントの結果につきましては、本日以降、なるべく早めに区のホームページのほうに掲載をしたいと思います。また、計画素案につきましては、この後、必要な修正と最終的な内容確認を行いまして、できれば年内に計画策定の手続を済ませたいと考えております。なお、前回の素案の報告の際に、毎年の改修工事と中期計画、この更新に合わせて将来費用なども方針を示してほしいといったご質問を頂いておりますが、この計画が施設の維持管理の方針を示すものということで、財政運営に関することは毎年の予算の際にお示ししている予算の概要などでご説明をしていきたいと思っております。

また、本計画の冊子での配付についてもご質問を頂いておりましたけれども、部数は多くありませんが、議員の皆様への配付分、それから有償頒布による販売分などは印刷をすることといたしまして、従来どおり区のホームページにも掲載をいたします。議員の皆様には年明け頃の配付になるかと思っております。

簡単ですが報告は以上です。

○小林委員長 はい。報告が終わりました。委員からの質疑、質問を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 よろしいですか。

ここでパブコメで頂いた様々な意見で各部署に関係するものはどうやって連絡をしているのですか。

○夏目財産管理担当課長 様々やはりいろんな部署に関わる意見につきましては、こちらパブリックコメントのご意見を頂戴してから各所属のほうにご意見をお示しして、回答の案も一緒に作っているといった形になっております。ですので、案を作って所属の確認をしてもらったものですとか、向こうに修正してもらったものをこちらでまた改めて確認したもの、そういったような手続を踏んで……

○小林委員長 冊子にする。

○夏目財産管理担当課長 進めてきているところです。

○小林委員長 はい、分かりました。ありがとうございます。

それでは、（１）千代田区公共施設等総合管理計画（素案）に対するパブリックコメントの結果概要についての質疑を終了し——終了していいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 終了し、日程3、報告事項を終了します。

それでは、日程4に入ります。日程4、その他。委員の皆様から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 なし。

執行機関のほうから何かございますか。なし。「なし」と言ってくださいよ。（発言する者あり）なし。はい。

ほかに何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 最後に、日程5、閉会中の特定事件継続調査事項について、閉会中といえども委員会が開催できるように議長に申し入れたいと思っておりますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、本日はこの程度をもちまして閉会いたします。ありがとうございました。

午後0時15分閉会